

# 秋田県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内1例目）に係る野鳥監視重点区域の解除について

令和3年12月20日（月）

<秋田県同時発表>

秋田県横手市の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認事例（家きん国内1例目）を受け、令和3年11月10日（水）に野鳥監視重点区域を指定し、野鳥監視の強化をしてきたところですが、その後、当該区域内において野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、令和3年12月18日（土）24時に当該区域を解除しました。

## 1. 経緯

- 11月9日（火）
  - ・ 秋田県横手市の養鶏場において、飼養鶏の死亡数の増加がみられ、当該農場から家畜保健衛生所に通報。県から国に、家畜保健衛生所による簡易検査の結果、A型鳥インフルエンザ（※1）陽性と判明したとの連絡があった。
- 11月10日（水）
  - ・ 家畜保健衛生所によりPCR検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。
  - ・ 発生農場の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 11月10日（水）
  - ・ 秋田県が野鳥緊急調査を実施
- ～11日（木）
- 11月20日（土）
  - ・ 防疫措置完了
- 12月18日（土）
  - ・ 野鳥において異常が確認されなかったことから、当該野鳥監視重点区域を解除（※2）

※1 A型鳥インフルエンザ：病原性が高いものも低いものも含まれ、野鳥が保有している。

※2 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥監視重点区域は、以下を1日目として28日目の24時に解除することとしています。

－野鳥及び飼養鳥の場合は、回収日の次の日を1日目とする

－家きんの場合は、防疫措置完了日の次の日を1日目とする

－環境試料（糞便、水等）の場合は、採取日の次の日を1日目とする。

## 2. 今後の対応

野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、令和3年11月11日付けで最高レベルの「対応レベル3」に引き上げており、全国での野鳥の監視強化を継続します。

【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/index.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html))

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/pref\\_0809.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html))

環境省自然環境局野生生物課

鳥獣保護管理室

直 通 03-5721-8285

代 表 03-3581-3351

室 長 東岡 礼治 (内線 6470)

室長補佐 村上 靖典 (内線 6675)

係 長 福田 真 (内線 6670)

担 当 宮澤 結有 (内線 6477)